

令和4年8月農業委員会定例会議事録

日時	令和4年8月19日（金）午後1時30分～午後2時43分
場所	さぬき市役所寒川庁舎 3階 301、302会議室 議事録署名委員の指名について
日程第1	諸報告
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について（会長提出議案第1～5号）
日程第3	非農地証明願いについて（会長提出議案第6～12号）
日程第4	農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について （会長提出議案第13号）
日程第5	農地法第5条に基づく申請審議について（会長提出議案第14～18号）
日程第6	農用地利用集積計画の審議について（会長提出議案第19号）
日程第7	その他
出席委員	2 吉原博美 3 朝倉重弘 5 松岡浩二 6 稲田俊美 8 大塚ノブ子 10 廣瀬 徹 12 十川隆行 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 17 芳竹和政 4 蓮井セツ子（会長職務代理者） 18 松原俊幸（会長）
欠席委員	1 楠 豊 7 間嶋正憲 9 岡村義弘
事務局	山下智資事務局長 頼富伸次副主幹 松本美佳主査 藤川英祐主任主事
農林水産課	玉木省三副主幹
農地機構	三好幸信農地集積専門員 猪熊正農地集積専門員
傍聴者	なし

議長（会長）	<p>それでは、議案第1号、第2号、第5号につきましてお諮りします。議案第1号、第2号、第5号につきまして異議ありませんか。</p>
全委員	<p>「異議なし」との声あり。</p>
議長（会長）	<p>それでは、議案第1号、第2号、第5号を原案のとおり認めることと致します。</p> <p>続きまして、●●委員の関係する議案である議案第3号、第4号の審議に入りますので、それでは、●●委員の退場を求めます。</p> <p>（●●委員 退席）</p>
議長（会長）	<p>では、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、会長提出議案第3号、第4号について、関連がありますので併せてご説明させていただきます。なお、譲受人が新規就農者であるため、本日ヒアリングを行っております。</p> <p>まず、第3号ですが、地区番号3、受付年月日、令和4年8月1日。譲渡人、●●●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●番●他2筆、台帳地目、現況地目、2筆ともに畑、残り1筆田。田の合計が778㎡、畑の合計が488㎡の計1,266㎡。譲渡人の申請事由は農業の廃止、譲受人の申請事由は新規就農。権利は所有権の移転となっております。</p> <p>次に、第4号についてご説明します。地区番号3、受付年月日は令和4年8月1日。譲渡人は●●●●の●●●●様、譲受人は●●、●●●●様。申請地は●●●●●●●●番他2筆。ページがまたがっていますが、次のページに残り1筆が書いてあります。台帳地目、現況地目、全て田。地積の合計が4,268㎡となっております。譲渡人の申請事由は農業の廃止、譲受人の申請事由は新規就農。こちらも権利は所有権の移転となっております。</p> <p>受人従事数は1人となっておりますが、後に申請者の奥さんも引っ越してきて、2人でやっていくという計画となっております。</p> <p>資料といたしましては4ページになります。申請地はさぬき市●●、●●、●●●●●●●●の南東約470mに位置しております。譲受人は申請地近辺に居住しており、オクラ、タマネギ、バレイショ、青ネギを耕作する計画で、耕作に必要な農業機械等も所有しております。</p> <p>農地法第3条に基づく申請審議について、ご説明は以上となります。</p>
議長（会長）	<p>事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。</p>
大塚ノブ子委員	<p>ご報告致します。会長提出議案第3号、第4号ともに●●●●さんで同じ人なので、一緒に説明させていただきます。</p> <p>●●様には今日初めて、ヒアリングでお会いしました。●●に住んでいて、1年間、●●で野菜の栽培方法を研究したそうです。それで、●●の古民家を買って、今、1人で住んでおります。後から奥さまがおいでで、2人で農業をするそうです。畑と田んぼと購入しますが、作物は今、オクラを作っています。バレイショ、青ネギ、タマネギを作るそうです。また、ニンニクも作りたいと言っておりました。栽培は有機栽培を目指しておるそうです。本人も真面目そうな人なので、どうぞよろしくお願ひ致します。ご審議ください。</p>
議長（会長）	<p>地区代表委員の報告が終わりました。議案第3号、第4号につきまして質</p>

議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。 まず、最初、●●地区、お願いします。
松岡浩二委員	8月17日に現地の確認を行いました。 第6号議案と第9号議案は農地への進入路ということで利用されておりました。あと、第7号議案につきましては、写真のとおりで、もう竹林の状態になっております。8号議案は農業用倉庫として使われていますので、特に問題はないかなと思います。よろしくご審議お願いします。
議長（会長）	続きまして、●●地区代表委員の報告をお願い致します。
大塚ノブ子委員	第10号議案についてご報告致します。私たち8月13日に現地確認を行いました。ただいま事務局の説明がありましたとおり、資料13ページの写真を見ていただいても分かりますように、この土地すっかり山林化しておりました。私たちはこれは仕方ないだろうと判定を致しました。よろしくご審議ください。お願い致します。
議長（会長）	続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。
十川隆行委員	11号議案ですけども、先般、全員で見てまいりました。問題なかろうという結論になりました。よろしく審議をお願いします。
議長（会長）	続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。
十河道夫委員	12号議案ですが、これはここの地図の上では●●さんところから現地のほうに道がついているようですが、道を通らないでほしいというように、道は途中でなくなっておりました。そこへは行けないので、やっぱり山林化したのだと思います。事務局の言うとおり、木が大きく茂っておりましたので、審議のほどよろしくお願いします。
議長（会長）	地区代表委員からの報告が終わりました。 議案第6号から第12号につきまして質疑等がありましたら、発言を認めます。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第6号から第12号につきましてお諮りします。議案第6号から第12号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第6号から第12号を原案のとおり認めることと致します。 続きまして、日程第4 農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について、会長提出議案第13号を議題とし、上程致します。 では、事務局より説明を求めます。
事務局	今回の5条の事業計画変更案件は1件で、面積にして6,635㎡、13筆です。議案書4ページからでございます。

それでは、会長提出議案第13号についてご説明させていただきます。

地区番号3、受付年月日は令和4年8月1日。申請者は●●●●の●●●●●●●●●●。申請地は●●●●●●●●●●番他12筆で、台帳地目田、現況地目は雑種地、太陽光発電設備が置かれております。地積は6,635㎡。変更前の事業計画、変更後の事業計画はともに太陽光発電設備。農地区分は第2種農地となっております。資料と致しましては19ページから22ページで、位置図を19ページに掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●、●●●●●の北西約1.8kmに位置し、隣接については、田、宅地、雑種地及び道路、水路に接しております。このたびの変更申請内容についてですが、この申請地の太陽光発電の申請は令和4年4月20日の農業委員会でも一度、規模の拡大ということで計画の変更の審議をして、5月19日に県に許可をもらっていた申請地になります。許可が出ていた●●●●●●●●●●●●●●●●番他12筆に、●●●●●●●●●●番1筆を追加で申請するというもので、資料21ページに変更前、22ページに変更後の土地利用計画図が掲載されております。申請者は太陽光発電事業を取り扱う法人です。隣接地1筆の転用許可申請については、会長提出議案第16号にてご説明させていただきます。地元土地改良区や隣接農地所有者の同意も得ており、また、四国経済産業局による設備認定も受け、事業の実施も確実であると見込まれることなどから許可相当と判断するものです。

農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について、ご説明は以上となります。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

大塚ノブ子委員

第13号議案についてご報告致します。私たち8月13日に現地確認を行いました。この場所は4月に1回見ております。そのときと同じ状態で、ただ、草が大きくなっておりました。太陽光発電設備が途中で止まっておりました。今回も同じです。多分16号議案に追随していくのだろうと思います。以上です。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第13号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第13号につきましてお諮りします。議案第13号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第13号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、日程第5 農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第14号から第18号を議題とし、一括上程致します。

なお、今月の議案で、第14号、第18号は●●委員の関係する議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

今回の5条の転用申請案件は5件でございまして、面積にして2,716㎡、6筆です。

それでは、個別の案件についてご説明いたします。議案書は5ページからでございます。

会長提出議案第15号についてご説明させていただきます。地区番号3、受付年月日、令和4年8月1日。譲渡人、●●●の●●●様、譲受人、●●●●●の●●●●●様。申請地は●●●●●●●●●●番●。台帳地目、現況地目ともに田、地積は391㎡。転用目的は分家住宅で、建築面積は124.83㎡。工事着完予定年月日は令和4年10月1日から令和5年3月31日。権利は使用貸借権の設定。農地区分は第3種農地となっております。資料といたしましては25ページから26ページで、位置図を25ページの左側に掲載しております。先月、農振除外の審議をしていただいた案件になります。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●、●●●●●●●●の北約290mに位置し、隣接については、宅地、田及び道路に接しております。申請人は借家にお住まいですが、結婚し、家財道具等も増え手狭になってきたことから、実家に隣接する祖父の農地を借りて分家住宅を建設する計画で申請に及んだものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

次に、会長提出議案第16号についてご説明させていただきます。先ほど計画変更のあった申請地になります。地区番号3、受付年月日、令和4年8月1日。譲渡人、●●●●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●の●●●●●●●●●●●●。申請地は●●●●●●●●●●番。台帳地目、現況地目ともに田、地積は654㎡。転用目的は太陽光発電設備、工事着完予定年月日は令和4年10月5日から令和4年12月25日。権利は地上権の設定で、農地区分は第2種農地となっております。資料といたしましては27ページから28ページで、位置図を27ページ左側に掲載しております。議案13号でご説明させていただいた変更に係る転用申請となります。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●、●●●●●●の北西約1.8kmに位置し、隣接については、田、宅地に接しております。変更する事業計画のとおり、太陽光発電事業の規模を拡大するための隣接地1筆の転用許可申請となります。遠方にお住まいで休耕地の管理に困っていた土地所有者との意向が合致し、転用申請に及んだものです。地元土地改良区や隣接農地所有者の同意も得ており、また、四国経済産業局による設備認定も受け、事業の実施も確実であると見込まれることなどから許可相当と判断するものです。

次に、会長提出議案第17号についてご説明させていただきます。地区番号5、受付年月日、令和4年8月1日。譲渡人、●●●●●●●●、●●●●●●●●様、譲受人、●●、●●●●●●●●。申請地、●●●●●●●●●●番●他1筆。台帳地目、現況地目ともに田、地積の合計は956㎡。転用目的はカフェの店舗及び駐車場。建築面積は136.07㎡。工事着完予定年月日は令和4年10月1日から令和5年6月30日。権利は使用貸借権の設定。農地区分は第3種農地となっております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●、●●●●●●の南西約240mに位置し、隣接については、田及び水路に接しております。申請人は飲食業を営む法人であり、事業拡大のため代表取締役の父親の農地を借りて産直カフェを建設する計画で申請に及んだものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区、お願い致します。

大塚ノブ子委員 第15号議案についてご報告致します。私たち8月13日に現地確認を行いました。●●●さんは●●に住んでおる●●●●さんのおじいさんです。おじいさんと孫さんの関係で、聰さんの本宅の横にこの農地があります。そこへ●●さんが分家住宅を建てるそうです。私たちはよろしいのではないかと判断致しました。よろしくご審議いただきたいと思います。

第16号議案についてご報告致します。同じく8月13日に現地確認を行いました。これは先ほど第13号議案で出ました●●●●の太陽光発電設備につながっていく土地だろうと思います。これもよろしいのではないかと私たちは判断致しました。よろしくご審議いただきたいと思います。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

十河道夫委員 8月14日、現地確認を行いました。17号については問題ないと判断致しました。ご審議よろしくお願い致します。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第15号から第17号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第15号から第17号につきましてお諮りします。議案第15号から第17号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第15号から第17号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、●●委員の関係する議案で、第14号、第18号の審議に入りますので、それでは、●●委員の退席を求めます。

（●●委員 退席）

議長（会長） では、事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、会長提出議案第14号についてご説明させていただきます。地区番号1、受付年月日、令和4年8月1日。譲渡人、●●●●●●●●●●の●●●●様、譲受人、●●●●●●の●●●●様。申請地は●●●●●●●●●●●●●●番●●。台帳地目、現況地目ともに田、地積は330㎡。転用目的は非農家の自己住宅。建築面積は104.4㎡。工事着完予定年月日は令和4年10月1日から令和5年4月30日。権利は所有権移転売買。農地区分は第2種農地となっております。資料といたしましては23ページから24ページで、位置図を23の左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●、●●●●●●●●●●●●の南約35mに位置し、隣接については、宅地、田及び水路に接しております。申請人は現在借家にお住まいですが、子どもが生まれ手狭になってきたことから申請に及んだものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

続きまして、会長提出議案第18号についてご説明させていただきます。地区番号5、受付年月日、令和4年8月1日。譲渡人、●●●●●●、●●●●●●様と●●●●●●様が持分2分の1ずつ持っておられます。譲受人は●●●●の●●●●●●様。申請地は●●●●●●●●●●●●番●。台帳地目、現況地目とも

に田、地積は385㎡。転用目的は貸屋外研修用地。建築面積は140.31㎡。工事着完予定年月日は令和4年10月1日から令和4年12月31日。権利は所有権移転売買。農地区分は第2種農地となっております。こちらは先月、農振除外の審議をしていただいた案件になります。資料と致しましては31ページから32ページで、位置図を31ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●、●●●●●●●●●●の東約560mに位置し、隣接については、田、道路に接しております。申請者は人材育成に関する教育、コンサルティング事業を取り扱う法人の代表取締役であり、貸屋外研修施設に適した土地を探していたところ、休耕地の管理に困っていた土地所有者との意向が合致し、転用申請に及んだものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

農地法第5条に基づく申請審議についてのご説明は以上となります。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区、お願いします。

吉原博美委員

14号議案につきまして、8月17日に現地確認を行いました。転用に関する問題もなく、許可相当と判断致しましたので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長）

続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願いします。

十河道夫委員

14日に現地確認を致しました。問題なしと判定致しましたので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第14号、第18号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。ございませんか。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第14号、第18号につきましてお諮りします。議案第14号、第18号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第14号、第18号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

退席されている●●委員の退席を求めます。

(●●委員 着席)

議長（会長）

続きまして、日程第6 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第19号を上程致します。

なお、今月の議案で、農地中間管理事業対象農用地等総括表の1番、2番が●●委員の関係議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

では、事務局より説明を求めます。

事務局

会長提出議案第19号についてご説明致します。

議長（会長）	説明が終わりました。質疑等はありませんでしょうか。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	では、原案のとおり承認致します。 退席されている●●委員の再入場を認めます。 (●●委員 着席)
議長（会長）	本日上程の議案については以上ですが、日程第7 その他で事務局ありませんか。
事務局	そうしたら事務局から、農地パトロールの関係ですけれども、今月から始まりますので、詳細について担当のほうから説明致しますので、よろしくお願ひします。
事務局	それでは、令和4年度の農地パトロールについて説明させていただきます。令和4年度農地パトロール（農地利用状況調査）実施要領のほうをご覧ください。 趣旨は、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用発生防止対策等について重点的に取り組む。なお、農地パトロールによる農地の利用状況の確認については、農地法第30条の利用状況調査として行うこととします。 調査時期は、令和4年8月、9月、10月を農地パトロール強化月間として実施致します。 調査対象農地は、さぬき市内全域の農地です。 令和4年度の農地パトロール要調査図面の表示内容ですが、下のとおりになっておりますので、またご確認ください。 調査図面の記入要領ですが、次の記入を行った場合は、そのページに付箋を貼っておいてください。 調査図面の田、畑の表示の農地について、今年度の調査で下記の①から③に該当する場合（遊休農地となった場合）は、該当農地を黒色で囲んで黒色で次のように記入し、該当箇所まで矢印を引いてください。 ①草刈り等で直ちに耕作可能な農地は丸のミ、②基盤整備等を行うことにより耕作可能な農地は片仮名のキに丸をつけてください。③森林原野となり農地に復元不可能な農地は片仮名のアに丸をつけてください。 調査図面の前年の耕作放棄地、緑の斜線と黄色の斜線から再生されている農地は該当農地を黒色で囲み、黒色で丸サと記入し、該当箇所まで矢印を引いてください。 無断転用されていると思われる農地については、該当農地を黒色で囲み、黒色で丸ムと記入し、該当農地まで矢印を引いてください。 次、6番の写真撮影が必要な農地として、調査図面の表示（管理されている田、畑）の中で、草刈り等で直ちに耕作可能な農地、基盤整備等を行うことにより耕作可能な農地で、上記のうち2m以上の道に接するなど圃場へのアクセスが便利で、圃場が整形で、水路があり、日当たりがよく、傾斜がない緩やかな遊休地については、写真撮影をしてください。 写真撮影が不要な農地は、接道が2m未満の場合や、最寄りの幹線道から

距離があるなど圃場へのアクセスが極めて不便であるところ、作業機の進入路がない、あっても、圃場が不整形、狭小なため作業機の効率的な利用に支障を生じる場合、水田にあっては田渡しなど入水が困難な場合や、水路が機能していない状況にあるところ、山や建物の陰となるなど日照が十分に確保できていないところ、畑、樹園地において傾斜が急であるところに関しては、写真撮影は不要です。

次に、写真の撮影方法ですが、写真を撮影する場合、ホワイトボードに撮影場所、通し番号、地番を記載し、ホワイトボードの文字と対象農地の状況が分かるように撮影してください。

次に、調査方法ですが、原則、地区担当を含む農業委員と農地利用最適化推進委員により担当地区を調査してください。

前年の調査結果を反映した図面を利用し、まずは道路から目視により確認し、必要のある場合は現地へ立ち入り調査し、図面に必要事項を書き入れ、必要により写真撮影を行ってください。

写真撮影した場所については、図面に①②とホワイトボードに書いた通し番号を記載してください。

現場確認用の図面に必要事項を記載して、調査取りまとめが終了次第、事務局へ図面を提出してください。

次が、現地調査に伴う活動記録の記入ですが、別紙、活動実績報告書を実施日の翌月の定例会までに事務局へ提出してください。調査日、調査時間、調査区域、同行者等は必ず記載し、事前調査等を行った場合も必ず記載してください。

活動費用は、活動記録により1時間当たり1,000円を支給することと致します。

資料の説明は以上で、あとは、机のところに名前を記載している封筒で、その中に農地パトロールへ行ったときの活動報告の用紙が推進委員さん分と一緒に入っていますので、日付、時間を入れたらできるようになっていますので、記入後提出してください。

また、津田地区、大川地区、志度地区、寒川地区、それと長尾地区の中の前山と多和地区には、それと別に土地改良区の確認依頼という用紙が入っていますが、これらの土地改良区のほうから、この農地が今どうなっているか確認してくれということなので、パトロールの際と一緒に確認してください。

一覧表には、農家台帳に記載されている現況地目を表示しております。この図面は、津田の場合だったら、津田-4というページのところにこの農地がありますので、津田の場合は、番号欄に①と②と記載していますが、この番号を書いて付箋を貼っておりますので、それで対象の農地については赤線でその地番のところに印を入れていますので、参考にしてください。

また、判定結果が緑に当たるか黄色に当たるか赤に当たるか、どれにも該当せんようなところは「他」のところに丸をしてください。

それで、土地改良区への提出が急ぎますので、農地パトロールが終わった際に、随行する市の職員のほうに結果を書いたものを預けてください。

説明については以上です。

議長（会長）

これ活動記録、1時間に1,000円というのは、もうずっと前から1,000円で、あれ全然上がらなかったのでね。今、平均は1,030円やろ。やっぱり言わなんだからいつまでも同じことで行くから。来期からはちょっと考えとかないかんのちゃうんかい。自分らやって給料上がりよるやろ。

大塚ノブ子委員

車を出してくれる委員の方がおいでるんです。車を出してくれる委員の方がおります。乗り合せができなんで。そんなときのガソリン代ってどうしたらいいですか。

議長（会長）	パトロールのときは車、言うてくれたら車出すから。この農地パトロールのことを言よるんやろ。
大塚ノブ子委員	そうです。
議長（会長）	今まで、事務局が同行しよるやろ。そのときに車お願いします言うたら車出してくれると思うんやけど。
大塚ノブ子委員	鴨庄と小田では、私と推進委員の人を入れて4人になるんです。
議長（会長）	5人乗りやったらいけるやろ。出せるやろ。
大塚ノブ子委員	大きいのが出るんですか。それならいいんです。
議長（会長）	事務局を寄せて5人になるということか。
大塚ノブ子委員	はい。
議長（会長）	ほんなら大きいやつ言うたらいい。5人乗り言うたら手配してくれる。ちょっと早めに言わないかんで。
大塚ノブ子委員	分かりました。
議長（会長）	お願いします、事務局に。 ●●さん、推進委員の人と農業委員の人と行って、それでこっちが事務局1人お願いしとるんやろ。ほんで5人になるということか。
大塚ノブ子委員	はい。小田地区の場合、●●さんが農業委員のときに鴨庄も一緒に協力してくれますかというので、一緒に回り出したんです。それがずっと続いとるんです。
議長（会長）	それはいいことやけど。それで5人になるということ。
大塚ノブ子委員	そうです。
議長（会長）	ほかにございませんか。 農地集積員の方はございますか。
農地中間管理機構	ありません。
議長（会長）	事務局、次の報告。
事務局	パトロールの日程なんですけど、決まっているところは出していただいとるんですけど、まだ決まっていないところはおいおい決めていただいて、出していただいたらと思います。 それからもう1点、事務局から報告します。次回の定例会のことなんですけども、9月20日火曜日午後1時半から本庁3階301、302、いつものやっているところで開催しますので、また予定のほうをよろしく願います。 あともう1点なんですけども、新型コロナウイルスの感染対策のことなんですけども、香川県のほうから通知がございまして、今、香川県では感染拡大防止対策期でございまして、その中において8月10日から8月28日ま

での間でB A. 5 対策強化宣言を行っておりますが、皆様方におかれましても感染防止対策を取っていただいておりますと思うんですけども、引き続き最大の感染防止対策に努めていただきたいと思います。よろしく願います。

以上です。

議長（会長）

ほかにございませんか。

以上をもちまして、令和4年8月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なるご審議ありがとうございました。

（ 2時43分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・13名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・非農地証明願いについて

賛成委員・・・・・・・・・・13名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・13名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・13名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について

賛成委員・・・・・・・・・・13名 反対委員・・・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 10番

署名委員 12番